

平成21年2月4日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 管理本部長 奥平 和良
TEL (078) 792-7134

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成21年2月4日開催の取締役会におきまして、「内部統制基本方針」の一部改定について、下記のとおり、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

【改定後】

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として、内部監査部に監査委員会事務局を設置するほかに、必要に応じて監査委員会の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、グループ全体の情報を収集し、監査委員会に報告できるようにします。

2. 取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会から命令を受けた監査委員会事務局は、その命令に関して取締役等他の指揮命令を受けないような体制をとり、重要事項については、監査委員会事務局より直接取締役会に報告できる取扱いとします。また、監査委員会事務局の人事異動については、監査委員会の同意を必要とします。

3. 執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員が出席する取締役会の開催ごとに、自己の職務執行状況について、業務報告を行います。また、取締役会付議事項、報告事項となる重要案件について、取締役等より報告を受けられる体制を整備します。

さらに、取締役会、委員会等の会議に監査委員会事務局が出席できる取扱いとすることで、適時に監査委員会にその内容を報告できる体制を整備します。

4. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員全員を社外取締役とすることで監査の実効性（透明性等）が確保できるようにします。また、監査委員会は、監査委員会事務局に対して調査を求めることができる体制を整備します。

なお、監査委員会監査において指摘した事項について、適切にフォローアップを実施することで、改善活動が確実に実行されることを確認します。

さらに、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制を整備することで、監視活動をより実効性あるものとします。

5. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役の職務に係る情報は、文書管理規程、コンプライアンス規程等関連規程に従い、適切に運用します。また、閲覧の必要がある場合は、申請のうえ閲覧できるようにします。

取締役会議事録は、その事務局である法務部が全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみアクセスできるようになっています。

また、情報開示については、会社情報等適時開示規程に沿って対応します。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクが発生した場合は、取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握および対応策を検討できる体制にします。リスクの未然防止および危機や緊急事態の発生時の対応については、内部通報制度、内部監査規程、危機管理規程等の規程に従い運用します。

7. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程（組織規程、稟議規程等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務が行える体制を整えます。

8. 執行役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本指針を設け、企業としての正しいあり方（企業倫理）を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを全社員に徹底します。

また、「コンプライアンス規程」において、取締役や使用人が法令や企業倫理を理解し、守るための基本的事項を定めます。

取締役や使用人が「法令違反」や「企業倫理の逸脱」の可能性を感じた場合に、具体的にどのような行動をとれば良いかを「コンプライアンス相談・申告要領」に定め、相談窓口としては、社内のみならず、社外（法律事務所）にも設け、より相談し易い環境を整備します。

さらに経営陣の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、定期的に外部の専門家を招聘し、コンプライアンス教育を継続して実施します。

9. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、四半期に一度、取締役会にて、グループ企業各社から事業報告を受けることにより、業務の適正を確保します。また、「グループ企業管理規程」を整備し、毎月の業績および業務の進捗を管理します。

さらに、執行役直轄のもと、内部監査部を事務局とし、企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用および評価を推進します。なお、定期的な内部監査による監査手続を実施することで、企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分認識し、かつ、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけるための基本的事項を定めます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じないことの徹底を図ります。

1 1. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表執行役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築します。

適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用および評価に当たり、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに「財務報告に係る内部統制運用管理規程」「財務報告に係る内部統制の評価基本計画書」他関係諸規程、関連文書を整備し、実施します。

また、適正な財務報告を実現するため、監査委員会と内部監査部は緊密に連携するとともに、定期的に会計監査人、監査委員会、内部監査部間で意見交換を行い、内部統制の実効性を高めます。

以 上